

事業継続計画（地震 BCP・システム BCP）策定支援および  
医療情報システムの安全管理に関する規程・文書策定支援業務

委託仕様書

1 委託業務名

事業継続計画（地震 BCP・システム BCP）策定支援および  
医療情報システムの安全管理に関する規程・文書策定支援

2 目的

令和 5 年 6 月に厚生労働省から発布された「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」に求められるシステムセキュリティ対策の要件を満たすために、システム運用における管理体制の見直し・規程・文書類の整備を行う必要がある。

また、同チェックリストのなかで令和 6 年度中に整備が求められている「サイバー攻撃を想定した事業継続計画（システム BCP）」の策定と併せて、地震災害を想定した地震 BCP の策定を急ぐ必要がある。

そこで、事業継続計画（地震 BCP・システム BCP）策定支援および医療情報システムの安全管理に関する規程・文書策定支援（以下、本業務）では、当院の医療情報システムの運用に関する各種ガイドライン対応および運用能力強化（セキュリティ強化を含む）を図ることを目的とする。

3 委託業務施行場所

福島県大沼郡三島町宮下水尻 1 1 5 0  
福島県立宮下病院

4 履行期限

令和 7 年 3 月 31 日

5 契約形態

準委任契約

6 委託内容

- (1) 厚生労働省サイバーセキュリティ対策チェックリストに対する現状の適合状況調査
- (2) 上記 (1) に関する不備・改善項目の精査および改善計画の策定支援
- (3) 上記 (1) および関連ガイドライン対応に必要な院内会議体・体制の整備支援
  - (ア) 医療情報システム安全管理責任者等の設置・選任支援
  - (イ) インシデント発生時の会議体・初動体制の設定、メンバーの選任支援

(4) 必要文書類の作成・修正支援

下記文書についてテンプレート提供および当院の運用に合せた内容改訂、当院作成文書類のチェックならびに修正指摘を行うこと

- (ア) システム全体構成図・鳥観図
  - (イ) ネットワーク構成図
  - (ウ) 医療情報システムに関する機器台帳
  - (エ) システム更新時期一覧
  - (オ) システム運用管理規程
  - (カ) パスワード変更履歴と本人確認台帳
  - (キ) CSIRT 体制
  - (ク) 事業継続計画（地震 BCP）
  - (ケ) 事業継続計画（システム BCP）
  - (コ) 外部記憶媒体の取扱いに関する規程
  - (サ) 外部記憶媒体貸与申請書
  - (シ) 外部記憶媒体管理台帳
  - (ス) 個人情報外部持出許可願兼許可書
  - (セ) 外部機関等提供用の外部記憶媒体利用申請書
  - (ソ) 外部記憶媒体事故報告書
  - (タ) 個人情報に接する作業報告書
  - (チ) サーバ室等入退室管理記録
- (5) 非常時における対応及び医療情報システムの障害時の対応に関する教育及び訓練の実行支援
- (ア) 訓練計画策定・訓練の実施手順の策定支援
  - (イ) マルウェア被害を想定したブラインド型の机上サイバー対策訓練の実行支援
  - (ウ) ランサムウェアを想定したブラインド型の机上サイバー対策訓練の実行支援
  - (エ) 地震災害を想定したブラインド型の机上訓練の実行支援
  - (オ) 上記（イ）～（エ）における訓練後の評価ならびに課題整理
- (6) システム監査における規程整備・文書整備等に関する不備事項の解消・改善
- (7) その他
- (ア) 将来的な職員業務負荷の軽減に資する提案・業務設計
  - (イ) 上記一式の業務に関する上位会議体への報告・協議

7 対象システム

医療情報システム一式（事務および行政系システム・端末等を除く）

8 その他

- (1) 委託業務の内容について、さらに細部にわたり取り決める必要が生じたときは、協議

の上決定すること。

- (2) 前述 6 (4)「必要書類の作成・修正支援」について、公的病院における導入実績があること。また、導入実績のあるテンプレートを提供できること。
- (3) 福島県病院局および近隣福島県立病院の地震災害・サイバー攻撃に関する事業継続計画の方針を理解し、地震災害・サイバー攻撃発生時における当院運営において齟齬が発生しないように事業継続計画・関連規程・書類への内容反映ができること。
- (4) 当院で実施している医療情報システムに関するシステム監査の内容・改善方針を関連規程・書類に反映できること。もしくは、システム監査の規程整備・文書整備等に関する不備事項を解消できること。
- (5) 前述 6「委託内容」の遂行結果を福島県病院局に報告し、修正点等の意見聴取を行い、必要に応じて修正等を行うこと。
- (6) 厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5.2 版～6.0 版に関する知識を有し、複数医療機関における同ガイドラインの対応経験・監査経験を有する担当者を参画させること。

以上